

廃棄物削減のための経済的手法

福島大学経済学部

東田 啓作

目次

1. 経済的手法とは?
2. 経済的手法の代表的なもの
3. 経済的手法の長所、短所
4. 廃棄物のケースにおける経済的手法
5. 導入を考えるうえでのポイント

1. 経済的手法とは?

⇒ (1) 経済主体(消費者、事業者、・・・)の行動を直接規制するのではなく、(2) 環境に優しくない行動をとった場合に一定の経済的負担をしなければならない仕組みを作ることによって、(3) 環境に優しい行動をとるようなインセンティブを与える、手段のことをさします。

2. 経済的手法の代表的なもの

(1) 税、課徴金

環境に負荷をかける行動をとった場合に、一定の金銭的支払を行わなければならない仕組みです。

→ 環境税、炭素税、排出課徴金、有料ごみ袋制など。

(2) 補助金

環境に負荷をかけない行動をとった場合に、一定の金銭的支払を受ける仕組みです。

→ 環境技術開発補助、リサイクル補助。

*一升瓶の返却システムに見られた(る?)ような、デポジット制度は、課徴金と補助金の組み合わせと考えられます。

(3) ラベリング制度

環境にやさしい生産方法で生産された製品に対して、第三者期間が認証マークを貼付することで、消費者の行動を変えていこうとする仕組みです。環境に優しくない生産方法をとっている生産者に一定のペナルティーが市場で課されると考えられます。

→ エコマーク、リサイクル認証、有機・無農薬野菜など。

cf: 排出権取引

総量を決めた上で、排出できる権利を市場で売買するもの。直接数量規制と経済的手法の組み合わせと考えられます。

3 . 経済的手法の長所と短所

・長所

(1) 社会的観点から、低コストで汚染（廃棄物）を削減できます。

同じ税率であっても、低コストで汚染（廃棄物）を削減できる事業者は、税支払を節約するために、より多くの削減を行なう、あるいはそうするインセンティブを持つためです。

(2) 税の場合には、税金を得ることができます。

・短所

(1) 税率・補助金率の設定が難しいです。（産廃税の場合には、1 トン 1000 円が現段階での標準。）

どれくらいの税率に設定すれば、汚染（廃棄物）を削減するという目的を達成するようにインセンティブ付けを行なえるかについて、実施前の段階ではなかなか分かりません。したがって、税率を定期的に見直していく必要があります。

(2) 直接規制と同じように、監視・調査をする必要があります。

・長所？ 短所？

(1) コストの高い事業者が市場から退出します。

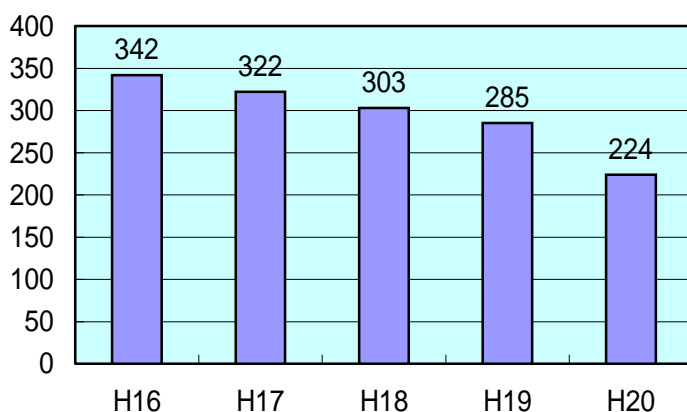
4 . 廃棄物に関する経済的手法

(1) 産業廃棄物税

ポイント

- (a) 納税義務者 → 排出事業者、処分事業者、消費者・・・
- (b) 徴収方法 → 排出事業者による申告納付、最終処分業者からの特別徴収
- (c) 税率
- (d) 免税点 →

税金見込み（岩手県のケース、単位：百万円）



(2) ごみの有料化

ポイント

(a) 支払義務者

(b) 徴収方法

——▶ ごみ袋の有料制の場合、最近の導入事例では、45 リットル袋 1 枚あたり、40 円から 100 円程度が多いようです。

(3) 廃棄物削減事業への補助金

ポイント

(a) 補助対象

——▶ リサイクル活動そのもの、技術開発、など。

(4) 廃棄物リサイクル認定制度

ポイント

(a) 県内産と県外産との区別

——▶ 既存の認定制度は、県内でリサイクルされたものに限定しているようです。

5. 導入を考えるうえでのポイント

(1) 誰にどのようなかたちで課税すればよいのでしょうか？（誰をどのようなかたちで補助すればよいのでしょうか？）

(2) 税収をどう使えばよいのでしょうか？

(3) 地域間の移動、他県からの流入や流出をどう考えればよいのでしょうか？（他県のリサイクル製品を認証すべきでしょうか？）

(1) 誰にどのようなかたちで課税すればよいのでしょうか？ (誰をどのようなかたちで補助すればよいのでしょうか?)

ケース1： 埋立税として、最終処分業者から特別徴収する場合。

——▶ 埋立処分抑制のインセンティブが働く一方で、リサイクルへのインセンティブが働きます。リサイクルへの補助が同時になされた場合、リサイクルされる量が増加します。これが必ずしも、リデュース（資源投入量の減少）にはつながりません。特に、税負担が中間処理業者や消費者に転嫁されない場合や、中間処理価格が将来の埋立処分場の逼迫を反映したものでない場合には、長期的には逆に廃棄物の問題を深刻にってしまう可能性もあります。あるいは、他県への流出が増加する可能性もあります。

ケース2： 消費者にごみの有料化というかたちで経済的負担を課し、インセンティブ付けを行なう場合。

——▶ ごみ発生量の抑制にはつながりますが、中間処理前段階での抑制のため、減量化可能量に関わらず抑制のインセンティブが働いてしまいます。したがって、最終処分量の減少という観点からは、必ずしも効率的な抑制方法とは限りません。ただし、消費者に最終処分の限界を認識してもらうためという目的という観点からは、一定の効果を持つと考えられます。

⇨ これ以外にも、業種間の税負担の公平性を考える必要があります。

(2) 税収をどう使えばよいのでしょうか？

ケース3： 不法投棄防止・監視のために税収の一定割合を支出する場合。

——▶ 優良な事業者から、そうでない事業者への所得移転と考えられるため、支出すべきでないという考え方があります。ただし、いずれ不法投棄の問題はさらに顕在化するため、何らかのかたちで財政負担せざるを得なくなる可能性もあります。将来、より大きな負担を優良事業者に課す可能性が大きいならば、現在の税収の一部を支出したほうが、不法投棄のない資源循環システムから得られる便益が大きいかもしれません。

ケース4： リサイクルに対する補助に支出する場合。

——▶ リサイクルへの補助は、リサイクルすることへのインセンティブを高めるため、最終処分の減少という目的から、最終処分されるはずだった資源がリサイクルされるならば、良いということになります。しかし、リサイクルにもエネルギーが必要ですし、リサイクルの増加により消費量が増加する可能性もあります。長期的には、廃棄物の量が増えるかもしれません。